昭和58年5月31日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、建造物等の建築に伴って生ずるテレビ電波障害の防止について必要な事項を定め、建築主と住民との間に生ずる紛争等を未然に防止し、地域住民の良好な受信状況を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 建造物等 高さが 10メートルを超える建築物及びテレビ電波障害の原因となる各種工作物をいう。
 - (2) テレビ電波障害 建造物等を建築することによってテレビ電波の正常な受信に障害が生じることをいう。
 - (3) 電波障害関係者 建造物等の建築によりテレビ電波障害を受けると予測される地域の住民等をいう。

(建築主の事前措置)

- 第3条 建築主は、建造物等を建築する場合は、開発許可申請書、建築に係る確認申請書、計画通知書等(次条において「申請書等」という。)を提出する前に次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) テレビ電波障害に係る予測調査を行い、テレビ電波障害調査報告書(一般社団法人日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者又はCATVエキスパート(受信調査に係るものに限る。)の資格を有する者が作成したものに限る。以下同じ。)を作成すること。
 - (2) 前号の調査報告書に基づき、市長及び電波障害関係者に対しそのテレビ電波障害の防止に係る対策 (以下「障害防止対策」という。)について十分に説明を行い、及び協議すること。

(関係書類の提出)

- 第4条 建築主は、申請書等を提出する前に次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、前条第1号の予測調査の結果、障害防止対策が不要である場合にあっては、第2号及び第3号に掲げる書類の提出は、要しない。
 - (1) テレビ電波障害調査報告書
 - (2) テレビ電波障害防止対策計画書(第1号様式)
 - (3) テレビ電波障害防止対策協議報告書(第2号様式)
 - (4) テレビ電波障害防止に関する誓約書(第3号様式)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(障害防止対策の実施)

第5条 建築主は、建造物等の建設工事の進捗に応じ、市長及び電波障害関係者と協議し、速やかに障害防止 対策を講じるものとする。

(障害防止対策の方法)

第6条 前条の規定により講じる障害防止対策は、共同受信施設、個別アンテナ施設その他のテレビ電波障害を 防止するための施設(以下「障害防止対策施設」という。)を設置することにより行うものとする。

(障害防止対策施設の費用負担)

第7条 建造物等に起因する障害防止対策施設の設置に係る費用については、建築主が負担するものとする。

(複数の建造物等による障害防止対策)

第8条 複数の建造物等の建築に伴い、テレビ電波障害が発生すると予測される場合には、建築主が相互に連絡協議し、障害防止対策を講じるものとする。

(障害防止対策後の報告)

第9条 建築主は、障害防止対策を完了したときは、速やかにテレビ電波障害防止対策実施報告書(第4号様式) に障害防止対策を完了した後に作成されたテレビ電波障害調査報告書その他市長が必要と認める書類を添 えて市長に提出するものとする。

(維持管理の方法及び費用負担)

- 第 10 条 障害防止対策施設の維持管理及びそれに係る費用の負担をする者は、次の各号に掲げる障害防止 対策施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 共同受信施設 建築主。ただし、家屋軒先に設置される保安器の出力端子からテレビ受信機までの屋内 配線に係る部分にあっては、テレビ電波を受信する者(以下「受信者」という。)とする。
 - (2) 個別アンテナ施設 受信者。ただし、耐用年数が経過したことによるアンテナの交換にあっては、1回に限り建築主が行うものとする。
- 2 前項各号に掲げる方法以外の方法による場合及び同項の規定により難い場合は、障害防止対策施設の維持管理及び費用負担は、建築主と電波障害関係者とが協議して定めるものとする。

(障害防止対策実施区域に係る新たな建造物等の建築)

- 第 11 条 障害防止対策を実施した区域に係る新たな建造物等を建築する建築主は、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 当該建造物等の建築に起因する新たな障害防止対策に係る費用の全額を負担すること。
 - (2) 障害防止対策施設の利用並びに維持管理及び費用負担について当該障害防止対策施設の設置者又は管理者と協議すること。

(後住者による利用)

- 第 12 条 建築主は、第6条の規定により共同受信施設を設置した後、当該施設を設置した区域内に新たに家屋等を建築した住民(以下この条において「後住者」という。)が当該施設の利用を希望する場合は、当該後住者に当該施設を利用させるものとする。
- 2 前項の規定により共同受信施設の利用を希望する後住者は、第10条の規定にかかわらず、当該施設の維持管理に係る費用を負担するものとする。

(電波障害関係者の協力)

第13条 電波障害関係者は、障害防止対策を円滑に推進するため、アンテナの設置、ケーブルの通線、私有地内の支柱設置等について積極的に協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(平成11年2月23日市長決裁) この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 12 日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1号の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に作成されるテレビ電波障害調査報告書について適用し、施行日前に作成されたテレビ電波障害調査報告書については、なお従前の例による。
- 3 平成 17 年 12 月 12 日までの間に限り、第3条第1号の規定の適用については、同号中「社団法人日本CAT V技術協会」とあるのは、「郵政大臣又は社団法人日本CAT V技術協会」とする。

附 則(平成21年9月18日市長決裁) この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成25年12月6日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 28 年3月 31 日までに改正前の第3条第1号に規定する社団法人日本CATV技術協会が認定した第1 級有線テレビジョン放送技術者の資格を有する者により押印がなされたテレビ電波障害調査報告書は、改正 後の第3条第1号に規定する一般社団法人日本CATV技術協会が認定したCATV総合監理技術者、第1級 CATV技術者又はCATVエキスパート(受信調査に係るものに限る。)の資格を有する者により押印がなされたテレビ電波障害調査報告書とみなす。

附 則(令和3年7月19日市長決裁) この要綱は、令和3年8月1日から施行する。